

議案第 152 号

令和 2 年度宝塚市一般会計補正予算（第 8 号）

資料 1 第 3 表 債務負担行為補正について
(緑のリサイクル事業債務負担行為の変更)

令和 2 年 9 月末で緑のリサイクル事業委託が終了するのに伴い、契約更新のため入札を実施したところ参加者が 1 者となり入札は中止となりました。そのため、唯一参加意思のあった業者と随意契約の見積を徴収したところ、予定価格と大幅な乖離があり不調となりました。

乖離の原因を調査したところ、植木の破砕機の価格が大幅に高騰していること、また、人件費の値上げ及び働き方改革により残業がしにくくなり職員の増員の必要があることなど大幅に委託料の値上げが必要であることが判明いたしました。合わせて高額な機器の導入を条件としていることから減価償却期間を考慮し委託期間も 10 年とし、事業者が参加しやすい条件といたしました。そのため債務負担の変更を行うものです。

なお、入札不調に対応するため、現事業者と令和 3 年(2021 年)3 月 31 日まで半年間契約延長の変更契約を行い、緑のリサイクル事業を継続させています。

債務負担行為変更内容

変更前：令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間 限度額 2 8 7, 4 9 6 千円

変更後：令和 3 年度から令和 12 年度の 10 年間 限度額 8 8 0, 0 0 0 千円

参考：現契約内容

契約期間：平成 27 年 10 月から平成 32 年 9 月の 5 年間

契約金額：2 億 1 6 0 0 万円（5 年間、税抜き）